

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		特定動物飼養・保管許可の取消
根拠条例・規則名		動物の愛護及び管理に関する法律
条 項		動物の愛護及び管理に関する法律第 29 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>特定動物飼養者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき</p> <p>(2) 飼養又は保管の目的が、動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的に適合するものでなくなったとき。</p> <p>(3) その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法等が環境省令で定める基準に適合しなくなったとき</p> <p>(4) 法人であって、その役員のうち次のイ又はロのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イこの法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ許可を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>(5) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき</p>
	設定等年月日	平成 18 年 6 月 1 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
備 考		